

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国東市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県国東市長

公表日

令和6年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法等の規定に基づき、中学校修了前の児童を養育している方に支給することにより家庭生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、当該手当の支給を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の受給資格の確認、対象者及び配偶者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④その他の届出、通知等(窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能により申請、届出等を受領する。郵送やマイナポータルのお知らせ機能により通知する。)
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・WEL+児童手当システム ・中間サーバー ・統合宛名システム ・サービス検索・電子申請機能 ・Acrocity 個人住民税システム ・AWS(ガバメントクラウド)
2. 特定個人情報ファイル名	
児童情報、世帯情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表 第81項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[</div> <div style="margin-right: 10px;">実施する</div> <div style="margin-right: 10px;">]</div> <div style="margin-left: 20px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 総務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て支援課 子育て支援係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	I 関連情報4法令上の根拠	情報提供の根拠 番号法第19条第7号、別表第二 26, 30, 87 項 情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二74及び75項	情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別表第二 26, 30, 87 項 情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二74及び75項	事後	
令和5年7月31日	I 関連情報1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務③シス テムの名称	WEL+児童手当システム、中間サーバー、統 合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	・WEL+児童手当システム ・中間サーバー ・統合宛名システム ・サービス検索・電子申請機能 ・Acrocity 個人住民税システム	事後	
令和5年7月31日	IIしきい値判断項目1対象人 数と2取扱者数	令和2年10月1日時点	令和5年7月31日時点	事後	
令和6年12月20日	公表日	令和6年10月11日	令和6年12月2日時点	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務③シス テムの名称	総合福祉WEL+(子ども医療費助成システム)、 番号連携サーバー、中間サーバー	総合福祉WEL+(子ども医療費助成システム)、 番号連携サーバー、中間サーバー、AWS(ガバ メントクラウド)	事前	
令和6年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用	番号法第9条第1項、別表第一 第56項	番号法第9条第1項、別表 第81項	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 5. 評価実施に おける担当部署 ①部署 ② 所属長の役職名	①福祉課 ②福祉課長	①子育て支援課 ②子育て支援課長	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携②法令上の根拠	情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別表第二 26, 30, 87 項 情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二74及び75項	情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令第2条の表 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令第2条の表	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ	福祉課 子育て支援係	子育て支援課 子育て支援係	事後	
令和6年12月20日	IIしきい値判断項目1. 対象 人数と2. 取扱者数」の「いつ 時点の計数か	令和5年7月31日時点	令和6年12月2日時点	事後	
令和6年12月20日	【新規項目】 IVリスク対策8. 人手を介在さ せる作業 ・リスク対策は十分か ・判断の根拠		「リスク対策は十分か」 「十分である」を選択 「判断の根拠」 住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者からマイナンバーの提供を 受け、その上で記載されたマイナンバーの真正 性確認を行う。	事後	
令和6年12月20日	【新規項目】 「IVリスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策」		「IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えら れる対策」 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 を選択 「判断の根拠」 自庁システム側において、必要最低限の人数、 参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設 定している。	事後	